

平成21年 5 月

熊野市議会臨時会会議録

平成21年 5 月 19 日 開会

平成21年 5 月 19 日 閉会

熊 野 市 議 会

平成21年5月熊野市議会臨時会会議録

平成21年5月19日（火曜日）

第 1 日

招集年月日 平成21年5月19日（火）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 平成21年5月19日（火）午前9時00分

開 議 平成21年5月19日（火）午前9時00分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
17番	今西	春由君	18番	堀	力君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	収 入 役	山川 勝 君
消 防	長	加田 好夫 君	総 務 課 長	島田 克史 君
税 務 課	長	和田 博史 君	監査委員事務局長	岩本 眞智子さん

職務のため出席者

事 務 局 長	松下 任克 君	次	長	山口 耕作 君
議 事 係 長	坪井 孝之 君	庶 務 係 長	田岡 理恵 さん	

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について
議案第2号 専決処分の承認について
報告第1号 専決処分の報告について
同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第92回東海市議会議長会定期総会 出席報告
- 2 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について

[提案理由、内容説明、質疑]

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

[提案理由、採決]

日程第6 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

[選挙]

日程第7 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

開 会・開 議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

諸 報 告

○議長（山本洋信君） 会議に先立ち、諸般の報告については、去る4月23日、第92回東海市議会議長会定期総会が豊橋市において開催され、副議長とともに出席いたしました。

その席上、堀議員、在職14年、樋口議員、同じく10年、中田議員、同じく10年、私、10年の表彰に浴しましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（山本洋信君） 次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（山本洋信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（山本洋信君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議規則第79条の規定により、議長において、
- 2番 和田いく子 さん
- 12番 前地 林 君
- を指名いたします。
-

会 期 の 決 定

- 議長（山本洋信君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 今期臨時会の会期については、本日1日間とすることにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。
- よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決しました。
-

議案の上程（議案第1号～報告第1号）

- 議長（山本洋信君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」、日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」及び日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」を一括議題といたします。

提案説明

○議長（山本洋信君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。平成21年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設など、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、その施行期日が一部の規定を除き同年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、国民健康保険税の算定において、2割軽減の対象となる納税義務者の要件見直しなど、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、その施行期日が一部の規定を除き同年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

以上で議案の提案理由の説明を終わりました。次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」につきましては、平成21年3月9日、南牟婁郡御浜町大字下市木地内で発生しました救急車による接触事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、3月30日、損害賠償の額を定めることについて専決処分したため、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（山本洋信君） 次に、内容の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について。

税務課長。

（税務課長 和田博史君 登壇）

○税務課長（和田博史君） おはようございます。早速でございますが、議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されましたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設にかかわるもの、固定資産税、土地に係る部分の負担調整措置にかかわるもの、配当及び譲渡益に対する軽減税率に関するものです。

それでは、順を追って、できるだけ簡単にご説明申し上げます。

議案及び議案説明資料の3ページから37ページにおいての新旧対照表でご説明させていただきます。

3ページをごらんください。

まず、第1条の熊野市税条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

熊野市税条例本則の改正であります。

第36条の2第4項は、市民税の申告における寄附金税額控除申告書が施行規則第5号の5の2様式で定められたことに伴う様式の追加であります。

第38条は、この次にご説明します第47条の2第2項が削除されたことに伴う字句の削除であります。

第47条の2第2項につきましては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を「特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。」としていましたが、年金税額に加算して特別徴収をしないこととなったため、同項を削除するものであります。

4ページをごらんください。

第47条の2第3項は、同条第2項が削除されたことによる項の繰り上げ及び字句の修正であります。

第47条の3は、第47条の2第2項が削除されたことに伴う字句の削除であります。

4ページ下の段から5ページをごらんください。

第47条の5第1項、第2項及び第3項は、第47条の2第2項が削除されたことに伴う字句の修正、削除であります。

6ページをごらんください。

第54条第6項は、字句の修正であります。

第54条第7項は、施行規則の改正に伴う引用規則の変更であります。

7ページをごらんください。

第56条は、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充に伴う適用条文の追加及び字句の修正であります。

8ページをごらんください。

第58条の2は、社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産に係る非課税措置の創設に伴い、申告書に記載する事項について新たに定めたものであります。

第59条は、法第348条の固定資産税の非課税の規定に救急医療等確保事業に係る非課税措置が第2項第11号の5で追加されたことに伴う適用条文の追加であります。

第93条第2項は、法律番号の追加であります。

9ページをごらんください。

これより附則の改正であります。

附則第7条の3は、個人市民税における住宅ローン特別控除の創設に伴い、この次に説明します附則第7条の3の2に適用条文が追加されたことによる字句の修正であります。

10ページをごらんください。

附則第7条の3の2第1項、第2項及び第3項は、住宅ローン特別控除の適用要件及び個人市民税における住宅ローン特別控除の創設に伴う所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、個人市民税から控除する方法について新たに定めたものであります。

11ページをごらんください。

附則第8条第2項は、適用条文の追加であります。

12ページをごらんください。

附則第10条は、読みかえ規定において適用条文の削除であります。

附則第10条の2第3項、第6項及び第7項は、字句の修正及び引用条名の変更であり

ます。

13ページをごらんください。

附則第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用期限が終了したことに伴う条文の削除であります。

14ページをごらんください。

附則第11条は、適用期限の延長に伴う見出しの修正、同条第1項第6号は引用条名の変更、追加及び字句の修正であります。

附則第11条の2は、適用期限の延長に伴う見出しの修正、同条第1項及び第2項は適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

15ページをごらんください。

附則第11条の3は、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の適用期限が終了したことに伴う条文の削除であります。

16ページから18ページをごらんください。

附則第12条は、宅地等に係る固定資産税の特例の適用期限の延長に伴い見出しの修正、同条第1項から第6項については、適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

18ページ中段をごらんください。

附則第12条の2は、条の削除であります。

附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例で、適用期限の延長に伴う見出しの修正及び字句の修正であります。

19ページをごらんください。

附則第13条の2は、条の削除であります。

附則第15条の2第1項及び第2項は、特別土地保有税の課税の特例で、適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

19ページ下の段から20ページをごらんください。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例で、同条第3項第2号において適用条文の追加及び字句の修正であります。

附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の課税の特例で、同条第3項第2号において適用条文の追加及び字句の修正であります。

21ページから22ページをごらんください。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例で、同条第1項は適用

条文の追加、同条第3項は適用条文の追加及び字句の修正であります。

22ページから23ページをごらんください。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例において、第1項及び第2項は適用期限の延長に伴う字句の修正、第3項は引用条名の変更であります。

23ページ下の段から24ページをごらんください。

附則第18条第5項第2号は、適用条文の追加及び字句の修正であります。

24ページから25ページをごらんください。

附則第19条は、第2項第2号において適用条文の追加及び字句の修正であります。

附則第19条の2は見出しの修正、及び同条第1項は字句の修正であります。

26ページをごらんください。

附則第20条は、第2項及び第6項において引用条名の変更であります。

26ページ下の段から27ページをごらんください。

附則第20条の2は、第1項において字句の修正、第2項は適用条文の追加及び字句の修正であります。

28ページをごらんください。

附則第20条の4は、第2項及び第5項において適用条文の追加及び字句の修正であります。

29ページから30ページをごらんください。

第2条の熊野市条例の一部改正についてご説明いたします。

附則第10条の2第2項は、地方税法附則第15条の7第1項または第2項における新築された認定長期優良住宅に対して固定資産税の減額の適用を受ける場合の申告について、記載する事項等を新たに定めたものであります。

同条第7項及び第8項は、引用条名の変更であります。

30ページ下の段から36ページをごらんください。

第3条の熊野市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

これは、平成20年4月30日に公布されました熊野市税条例の一部を改正する条例の附則を改正しようとするものであります。

附則第1条第1項第1号、第3号及び第4号は、32ページ及び33ページにおいての附則第2条第13項及び第15項が削除されたことに伴い、項の繰り上げによる字句の修正で

あります。

附則第2条は、個人の市民税に関する経過措置で、第9項において、適用期限の延長に伴う字句の修正及び上場株式等の配当における100万円以下の特例措置において金額による制限額が撤廃されたことによる関係条文の削除、第12項は字句の修正、第13項及び第15項は条文の削除、24ページにおいて、第18項は適用期限の延長に伴う字句の修正及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円以下の特例措置において金額による制限額が撤廃されたことによる関係条文の削除であります。

以下、各項におきましては、附則第2条第13項及び第15項が削除されたことにより、それぞれ項の繰り上げ、字句の修正となっております。

35ページ下の段におきます附則第2条第23項は、項の繰り上げとともに適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

36ページから37ページをごらんください。

この条例の施行期日を定めております。

この条例は、原則平成21年4月1日から施行しますが、附則第1条第1号に掲げる改正規定の施行日は平成21年6月4日、同条第2号に掲げる改正規定の施行日は平成22年1月1日、同条第3号に掲げる改正規定の施行日は平成22年4月1日、同条第4号に掲げる改正規定の施行日は平成23年1月1日、同条第5号に掲げる改正規定の施行日は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律）の施行の日であります。

また、附則第2条は個人の市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置を定めております。

引き続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、国民健康保険税の2割減額の対象となる納税義務者の要件の見直しに関するものとなっております。

それでは、順を追って簡単にご説明申し上げます。

議案及び議案説明資料40ページから47ページにおいての新旧対照表でご説明させていただきます。

40ページをごらんください。

熊野市国民健康保険税条例本則及び附則の改正であります。

第18条第1項は、この次にご説明します第28条第2項が削除されたことに伴う字句の修正であります。

第28条第2項は、保険税の減額で、市長は、保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により2割減額が適当でないと認めるときは減額を行わないものとしてなっていますが、今回の見直しにおいてこの条件を削除することとし、2割の減額措置についても7割及び5割減額措置同様に一律軽減の対象としております。

次に、附則の改正でございます。

附則第6項の改正につきましては、本則第28条第2項が削除されたことに伴う字句の修正であります。

41ページをごらんください。

改正後の附則第7項は、上場株式等に係る配当所得に係る保険税の課税の特例として、10%の軽減税率が平成21年度から平成23年度までの3年間適用される地方税法の改正が行われたことに伴い、配当所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用について、第3条の字句の修正を行い、新たに追加したものであります。

41ページ中段から42ページをごらんください。

第8項、第9項及び第10項は、第7項が追加されたことに伴う項の繰り下げ及び字句の修正であります。

42ページ末尾から46ページをごらんください。

改正後の第11項は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険税の課税の特例として、見出しの修正及び譲渡損失の損益通算適用後の金額が所得割の算出基礎所得として新たに追加されたものであります。

43ページの第10項から46ページの第16項までにおいては、第7項及び第11項の2項が追加となったことに伴う項の繰り下げ及び字句の修正であります。

46ページ下の段から47ページをごらんください。

この条例の施行期日を定めております。

この条例は、原則平成21年4月1日から施行しますが、附則第1条第1号に掲げる改正規定の施行日は平成22年1月1日、同条第2号に掲げる改正規定の施行日は平成22年

4月1日、同条第3号に掲げる改正規定の施行日は平成23年1月1日であります。

また、附則第2条は、熊野市国民健康保険税条例第28条の規定に対する適用区分を定めております。

以上、議案第1号の専決処分及び議案第2号の専決処分につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本洋信君） 次に、報告第1号について。

消防長。

（消防長 加田好夫君 登壇）

○消防長（加田好夫君） おはようございます。報告第1号「専決処分の報告について」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

議案及び議案説明資料の48ページ及び49ページをごらんください。

平成21年3月9日、南牟婁郡御浜町大字下市木地内で発生しました救急車によるブロック塀接触事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成21年3月30日、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分の内容につきましては、平成21年3月9日午前7時50分に通報がありました南牟婁郡御浜町大字下市木地内の救急事案につきまして、御浜分署の救急車にて傷病者を収容後、病院へ搬送するため同敷地内から町道に出るため左折したところ、職員の不注意によりまして同町下市木4345番地の3、前岡利治氏所有のブロック塀に救急車の車両左側スライドドア部が接触し、ブロック塀の横4列、縦5段の部分を損傷させ、損害を与えたものであります。

事故による損害賠償額は5万4,000円で合意、示談し、専決処分は平成21年3月30日であります。

以上、内容のご説明をいたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

質 疑

○議長（山本洋信君） 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長(山本洋信君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長(山本洋信君) これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することに決しました。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（山本洋信君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」を議題とし、これより質疑に入ります。

9番。

○9番（山本良正君） 消防長のほうで説明していただいたとおり理解しましたが、ちょっと対処についてお伺いしたいと思います。

例えば、救急車などは刻一秒を争う事例になるわけなんですけど、こういう場合に、例えばブロック塀に接触した、その後、例えばお施主さんに、その持ち主に報告して、後に搬送するのか、もしくはそのまま先に救急車で病院へ運んで、その後報告するのかと。というのは、私の知り合いも実は救急車で運ばれてる途中にパンクしたらしいんですよ、救急車が。で、一緒に手伝ったというエピソードもあるぐらいで、そしてそういう連携というんですか、例えば走行不能になった場合に、救急車が、すぐに対処する方法についてちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 消防長。

○消防長（加田好夫君） 今回の場合は、同時進行と申しますか、総務課へ連絡をつけて、総務課からその事故現場へ向かいました。対物事故ということでございましたので、それで所有者に謝罪と、あと修復することでお許しをいただきました。

それともう一点ですが、救急車が走行中に走行不能になった場合は、現在、私どもの消防署では5台の救急車を持っておりますけれども、どれか一番近いものが向かうということでございます、基本的には。ただ、タイヤがパンクした場合ですと、スペアタイヤということもございますので、一番早い方法をお場で選ぶのが本来だと思っております。

以上です。

○議長（山本洋信君） ほか、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

○議長（山本洋信君） 暫時休憩いたします。執行部は退席してください。

（午前 9時 31分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 32分）

議長の辞職願について

○議長（山本洋信君） 私、一身上の都合により、議長の辞職願を副議長に提出いたしましたので、この際、副議長と交代いたします。

（副議長、議長席へ着席）

○副議長（大西三春さん） 山本議長が辞職願を提出されましたので、議長を交代いたしました。議事運営にご協力をよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 山本議員の退席を求めます。

（10番 山本洋信君 退席）

○副議長（大西三春さん） 局長に議長辞職願を朗読いたさせます。

（議会事務局長 松下任克君 朗読）

○副議長（大西三春さん） お諮りいたします。

山本洋信君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） ご異議なしと認めます。

よって、山本洋信君の議長辞職を許可することに決しました。

(10番 山本洋信君 着席)

○副議長(大西三春さん) 10番 山本洋信君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

10番。

(10番 山本洋信君 登壇)

○10番(山本洋信君) 議長辞職に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。

この1年間、本当に貴重なたくさんの経験をさせていただきました。特に、昨年6月に御浜町からの合併協議の申し入れの際には、議員お一人お一人の本当に寛大なご協力とさまざまなご指導をいただきましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。

この1年間の貴重な経験をもとに、今後、一議員として熊野市政の発展と、そして何よりも熊野市議会のさらなる発展のために、微力ながらより一層精進してまいります。今後とも皆様方のご指導、よろしく願いいたします。1年間本当にありがとうございました。

議長の選挙

○副議長(大西三春さん) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(大西三春さん) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（大西三春さん） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○副議長（大西三春さん） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

○副議長（大西三春さん） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

○副議長（大西三春さん） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○副議長（大西三春さん） 投票漏れはございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（ 議 場 の 開 鎖 ）

○副議長（大西三春さん） 開票を行います。

会議規則第30条2項の規定により、立会人に、

2番 和田いく子さん、8番 樋口雄史君、17番 今西春由君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

（立ち会いのもと開票）

○副議長（大西三春さん） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票 17票、無効投票 1票であります。

有効投票数中、前田桂之助君 10票、松山秀夫君 7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.25票であります。

よって、前田桂之助君が議長に当選されました。

前田桂之助君が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

前田桂之助君の発言を許可いたします。

13番。

(新議長 前田桂之助君 登壇)

○新議長(前田桂之助君) ただいま議員の皆様方の選考により議長に就任させていただきました。まず、お礼を申し上げたいと思います。

今後は、皆様のご協力を得て、円滑な議会運営と、あわせて市執行部と是々非々の立場から市民の生活の向上のためにしっかりと頑張っていきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく申し上げます。きょうはありがとうございます。

(拍手)

○副議長(大西三春さん) 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着きください。

(新議長、議長席に着席)

副議長の辞職願について

○新議長(前田桂之助君) ただいま交代いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま副議長大西三春さんからの副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第111条の規定により、大西議員の退席を求めます。

（7番 大西三春さん 退席）

○新議長（前田桂之助君） 局長に副議長辞職願を朗読いたさせます。

（議会事務局長 松下任克君 朗読）

○新議長（前田桂之助君） お諮りいたします。

大西三春さんの副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、大西三春さんの副議長辞職を許可することに決定いたしました。

（7番 大西三春さん 着席）

○新議長（前田桂之助君） 大西三春さんからの発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

7番。

（7番 大西三春さん 登壇）

○7番（大西三春さん） 副議長を辞職するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の5月に議員の皆様方のご推挙をいただきまして副議長に就任させていただきました。この1年間、議長の補佐役としての責務が全うできたかどうか心配をいたしておりますが、皆様方の温かいご支援とご協力をいただきまして今日を迎えることができました。本当にありがとうございます。

私にとっては貴重な1年間でございました。あと1年間、議員としてしっかり今後とも頑張らせていただく所存でございます。今後ともよろしく願いいたします。まことにありがとうございました。

副議長の選挙

○新議長（前田桂之助君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○新議長（前田桂之助君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

○新議長（前田桂之助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

○新議長（前田桂之助君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○新議長（前田桂之助君） 投票漏れはありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○新議長（前田桂之助君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 和田いく子さん、8番 樋口雄史君、17番 今西春由君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立 ち 会 い の も と 開 票)

○新議長（前田桂之助君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、これは先ほどの出席議員の数に符号いたしております。

そのうち有効投票 17票、無効投票 1票、うち白票1であります。

有効投票中、下田克彦君 10票、山本良正君 7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.25票であります。

よって、下田克彦君が副議長に当選されました。

下田克彦君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

下田克彦君の発言を許可します。

5番。

(新副議長 下田克彦君 登壇)

○新副議長（下田克彦君） ただいまの選挙におきまして副議長に当選をさせていただきました下田克彦でございます。

折しも大変に厳しい経済状況の中ではございますけれども、開かれた議会、円滑な議会運営のために、議長の補佐役として全力で取り組んでいく所存でございますので、今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻を何とぞお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。大変にありがとうございました。

○新議長（前田桂之助君） 暫時休憩いたします。

(午前 10時 13分)

○新議長（前田桂之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 50分）

監査委員の選任について

○新議長（前田桂之助君） 日程第6 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、前地林議員の退席を求めます。

（12番 前地 林議員 退席）

提案説明

○新議長（前田桂之助君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として前地林議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

採 決

○新議長（前田桂之助君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、所定の手続を省略して、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、これに同意することに決しました。

（12番 前地 林議員 着席）

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○新議長（前田桂之助君） 日程第7「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」についてを議題といたします。

今回の選挙は、河上敢二市長の辞職による後任の選挙であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私前田桂之助を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私前田桂之助が三重県後期高齢者医療広域連合議
会議員に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知をいたします。

閉 会

○新議長（前田桂之助君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件はすべ
て議了いたしました。

これにて平成21年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

熊野市議会旧議長 _____

熊野市議会旧副議長 _____

平成21年5月熊野市議会臨時会会議録

平成21年5月19日（火曜日）

第 1 日

招集年月日 平成21年5月19日（火）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 平成21年5月19日（火）午前9時00分

開 議 平成21年5月19日（火）午前9時00分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
17番	今西	春由君	18番	堀	力君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	収 入 役	山川 勝 君
消 防	長	加田 好夫 君	総 務 課 長	島田 克史 君
税 務 課	長	和田 博史 君	監査委員事務局長	岩本 眞智子さん

職務のため出席者

事 務 局 長	松下 任克 君	次	長	山口 耕作 君
議 事 係 長	坪井 孝之 君	庶 務 係 長	田岡 理恵 さん	

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について
議案第2号 専決処分の承認について
報告第1号 専決処分の報告について
同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第92回東海市議会議長会定期総会 出席報告
- 2 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について

[提案理由、内容説明、質疑]

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

[提案理由、採決]

日程第6 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

[選挙]

日程第7 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

開 会・開 議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

諸 報 告

○議長（山本洋信君） 会議に先立ち、諸般の報告については、去る4月23日、第92回東海市議会議長会定期総会が豊橋市において開催され、副議長とともに出席いたしました。

その席上、堀議員、在職14年、樋口議員、同じく10年、中田議員、同じく10年、私、10年の表彰に浴しましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（山本洋信君） 次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（山本洋信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（山本洋信君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議規則第79条の規定により、議長において、
- 2番 和田いく子 さん
- 12番 前地 林 君
- を指名いたします。
-

会 期 の 決 定

- 議長（山本洋信君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 今期臨時会の会期については、本日1日間とすることにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。
- よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決しました。
-

議案の上程（議案第1号～報告第1号）

- 議長（山本洋信君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」、日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」及び日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」を一括議題といたします。

提案説明

○議長（山本洋信君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。平成21年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設など、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、その施行期日が一部の規定を除き同年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、国民健康保険税の算定において、2割軽減の対象となる納税義務者の要件見直しなど、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、その施行期日が一部の規定を除き同年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

以上で議案の提案理由の説明を終わりました。次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」につきましては、平成21年3月9日、南牟婁郡御浜町大字下市木地内で発生しました救急車による接触事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、3月30日、損害賠償の額を定めることについて専決処分したため、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（山本洋信君） 次に、内容の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について。

税務課長。

（税務課長 和田博史君 登壇）

○税務課長（和田博史君） おはようございます。早速でございますが、議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されましたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設にかかわるもの、固定資産税、土地に係る部分の負担調整措置にかかわるもの、配当及び譲渡益に対する軽減税率に関するものです。

それでは、順を追って、できるだけ簡単にご説明申し上げます。

議案及び議案説明資料の3ページから37ページにおいての新旧対照表でご説明させていただきます。

3ページをごらんください。

まず、第1条の熊野市税条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

熊野市税条例本則の改正であります。

第36条の2第4項は、市民税の申告における寄附金税額控除申告書が施行規則第5号の5の2様式で定められたことに伴う様式の追加であります。

第38条は、この次にご説明します第47条の2第2項が削除されたことに伴う字句の削除であります。

第47条の2第2項につきましては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を「特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。」としていましたが、年金税額に加算して特別徴収をしないこととなったため、同項を削除するものであります。

4ページをごらんください。

第47条の2第3項は、同条第2項が削除されたことによる項の繰り上げ及び字句の修正であります。

第47条の3は、第47条の2第2項が削除されたことに伴う字句の削除であります。

4ページ下の段から5ページをごらんください。

第47条の5第1項、第2項及び第3項は、第47条の2第2項が削除されたことに伴う字句の修正、削除であります。

6ページをごらんください。

第54条第6項は、字句の修正であります。

第54条第7項は、施行規則の改正に伴う引用規則の変更であります。

7ページをごらんください。

第56条は、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充に伴う適用条文の追加及び字句の修正であります。

8ページをごらんください。

第58条の2は、社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産に係る非課税措置の創設に伴い、申告書に記載する事項について新たに定めたものであります。

第59条は、法第348条の固定資産税の非課税の規定に救急医療等確保事業に係る非課税措置が第2項第11号の5で追加されたことに伴う適用条文の追加であります。

第93条第2項は、法律番号の追加であります。

9ページをごらんください。

これより附則の改正であります。

附則第7条の3は、個人市民税における住宅ローン特別控除の創設に伴い、この次に説明します附則第7条の3の2に適用条文が追加されたことによる字句の修正であります。

10ページをごらんください。

附則第7条の3の2第1項、第2項及び第3項は、住宅ローン特別控除の適用要件及び個人市民税における住宅ローン特別控除の創設に伴う所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、個人市民税から控除する方法について新たに定めたものであります。

11ページをごらんください。

附則第8条第2項は、適用条文の追加であります。

12ページをごらんください。

附則第10条は、読みかえ規定において適用条文の削除であります。

附則第10条の2第3項、第6項及び第7項は、字句の修正及び引用条名の変更であり

ます。

13ページをごらんください。

附則第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用期限が終了したことに伴う条文の削除であります。

14ページをごらんください。

附則第11条は、適用期限の延長に伴う見出しの修正、同条第1項第6号は引用条名の変更、追加及び字句の修正であります。

附則第11条の2は、適用期限の延長に伴う見出しの修正、同条第1項及び第2項は適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

15ページをごらんください。

附則第11条の3は、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の適用期限が終了したことに伴う条文の削除であります。

16ページから18ページをごらんください。

附則第12条は、宅地等に係る固定資産税の特例の適用期限の延長に伴い見出しの修正、同条第1項から第6項については、適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

18ページ中段をごらんください。

附則第12条の2は、条の削除であります。

附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例で、適用期限の延長に伴う見出しの修正及び字句の修正であります。

19ページをごらんください。

附則第13条の2は、条の削除であります。

附則第15条の2第1項及び第2項は、特別土地保有税の課税の特例で、適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

19ページ下の段から20ページをごらんください。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例で、同条第3項第2号において適用条文の追加及び字句の修正であります。

附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の課税の特例で、同条第3項第2号において適用条文の追加及び字句の修正であります。

21ページから22ページをごらんください。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例で、同条第1項は適用

条文の追加、同条第3項は適用条文の追加及び字句の修正であります。

22ページから23ページをごらんください。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例において、第1項及び第2項は適用期限の延長に伴う字句の修正、第3項は引用条名の変更であります。

23ページ下の段から24ページをごらんください。

附則第18条第5項第2号は、適用条文の追加及び字句の修正であります。

24ページから25ページをごらんください。

附則第19条は、第2項第2号において適用条文の追加及び字句の修正であります。

附則第19条の2は見出しの修正、及び同条第1項は字句の修正であります。

26ページをごらんください。

附則第20条は、第2項及び第6項において引用条名の変更であります。

26ページ下の段から27ページをごらんください。

附則第20条の2は、第1項において字句の修正、第2項は適用条文の追加及び字句の修正であります。

28ページをごらんください。

附則第20条の4は、第2項及び第5項において適用条文の追加及び字句の修正であります。

29ページから30ページをごらんください。

第2条の熊野市条例の一部改正についてご説明いたします。

附則第10条の2第2項は、地方税法附則第15条の7第1項または第2項における新築された認定長期優良住宅に対して固定資産税の減額の適用を受ける場合の申告について、記載する事項等を新たに定めたものであります。

同条第7項及び第8項は、引用条名の変更であります。

30ページ下の段から36ページをごらんください。

第3条の熊野市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

これは、平成20年4月30日に公布されました熊野市税条例の一部を改正する条例の附則を改正しようとするものであります。

附則第1条第1項第1号、第3号及び第4号は、32ページ及び33ページにおいての附則第2条第13項及び第15項が削除されたことに伴い、項の繰り上げによる字句の修正で

あります。

附則第2条は、個人の市民税に関する経過措置で、第9項において、適用期限の延長に伴う字句の修正及び上場株式等の配当における100万円以下の特例措置において金額による制限額が撤廃されたことによる関係条文の削除、第12項は字句の修正、第13項及び第15項は条文の削除、24ページにおいて、第18項は適用期限の延長に伴う字句の修正及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円以下の特例措置において金額による制限額が撤廃されたことによる関係条文の削除であります。

以下、各項におきましては、附則第2条第13項及び第15項が削除されたことにより、それぞれ項の繰り上げ、字句の修正となっております。

35ページ下の段におきます附則第2条第23項は、項の繰り上げとともに適用期限の延長に伴う字句の修正であります。

36ページから37ページをごらんください。

この条例の施行期日を定めております。

この条例は、原則平成21年4月1日から施行しますが、附則第1条第1号に掲げる改正規定の施行日は平成21年6月4日、同条第2号に掲げる改正規定の施行日は平成22年1月1日、同条第3号に掲げる改正規定の施行日は平成22年4月1日、同条第4号に掲げる改正規定の施行日は平成23年1月1日、同条第5号に掲げる改正規定の施行日は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律）の施行の日であります。

また、附則第2条は個人の市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置を定めております。

引き続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、国民健康保険税の2割減額の対象となる納税義務者の要件の見直しに関するものとなっております。

それでは、順を追って簡単にご説明申し上げます。

議案及び議案説明資料40ページから47ページにおいての新旧対照表でご説明させていただきます。

40ページをごらんください。

熊野市国民健康保険税条例本則及び附則の改正であります。

第18条第1項は、この次にご説明します第28条第2項が削除されたことに伴う字句の修正であります。

第28条第2項は、保険税の減額で、市長は、保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により2割減額が適当でないとしたときは減額を行わないものとしてなっていますが、今回の見直しにおいてこの条件を削除することとし、2割の減額措置についても7割及び5割減額措置同様に一律軽減の対象としております。

次に、附則の改正でございます。

附則第6項の改正につきましては、本則第28条第2項が削除されたことに伴う字句の修正であります。

41ページをごらんください。

改正後の附則第7項は、上場株式等に係る配当所得に係る保険税の課税の特例として、10%の軽減税率が平成21年度から平成23年度までの3年間適用される地方税法の改正が行われたことに伴い、配当所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用について、第3条の字句の修正を行い、新たに追加したものであります。

41ページ中段から42ページをごらんください。

第8項、第9項及び第10項は、第7項が追加されたことに伴う項の繰り下げ及び字句の修正であります。

42ページ末尾から46ページをごらんください。

改正後の第11項は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険税の課税の特例として、見出しの修正及び譲渡損失の損益通算適用後の金額が所得割の算出基礎所得として新たに追加されたものであります。

43ページの第10項から46ページの第16項までにおいては、第7項及び第11項の2項が追加となったことに伴う項の繰り下げ及び字句の修正であります。

46ページ下の段から47ページをごらんください。

この条例の施行期日を定めております。

この条例は、原則平成21年4月1日から施行しますが、附則第1条第1号に掲げる改正規定の施行日は平成22年1月1日、同条第2号に掲げる改正規定の施行日は平成22年

4月1日、同条第3号に掲げる改正規定の施行日は平成23年1月1日であります。

また、附則第2条は、熊野市国民健康保険税条例第28条の規定に対する適用区分を定めております。

以上、議案第1号の専決処分及び議案第2号の専決処分につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本洋信君） 次に、報告第1号について。

消防長。

（消防長 加田好夫君 登壇）

○消防長（加田好夫君） おはようございます。報告第1号「専決処分の報告について」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

議案及び議案説明資料の48ページ及び49ページをごらんください。

平成21年3月9日、南牟婁郡御浜町大字下市木地内で発生しました救急車によるブロック塀接触事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成21年3月30日、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分の内容につきましては、平成21年3月9日午前7時50分に通報がありました南牟婁郡御浜町大字下市木地内の救急事案につきまして、御浜分署の救急車にて傷病者を収容後、病院へ搬送するため同敷地内から町道に出るため左折したところ、職員の不注意によりまして同町下市木4345番地の3、前岡利治氏所有のブロック塀に救急車の車両左側スライドドア部が接触し、ブロック塀の横4列、縦5段の部分を損傷させ、損害を与えたものであります。

事故による損害賠償額は5万4,000円で合意、示談し、専決処分は平成21年3月30日であります。

以上、内容のご説明をいたしました。よろしくお願い申し上げます。

質 疑

○議長（山本洋信君） 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長(山本洋信君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長(山本洋信君) これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することに決しました。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（山本洋信君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」を議題とし、これより質疑に入ります。

9番。

○9番（山本良正君） 消防長のほうで説明していただいたとおり理解しましたが、ちょっと対処についてお伺いしたいと思います。

例えば、救急車などは刻一秒を争う事例になるわけなんですけど、こういう場合に、例えばブロック塀に接触した、その後、例えばお施主さんに、その持ち主に報告して、後に搬送するのか、もしくはそのまま先に救急車で病院へ運んで、その後報告するのかと。というのは、私の知り合いも実は救急車で運ばれてる途中にパンクしたらしいんですよ、救急車が。で、一緒に手伝ったというエピソードもあるぐらいで、そしてそういう連携というんですか、例えば走行不能になった場合に、救急車が、すぐに対処する方法についてちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 消防長。

○消防長（加田好夫君） 今回の場合は、同時進行と申しますか、総務課へ連絡をつけて、総務課からその事故現場へ向かいました。対物事故ということでございましたので、それで所有者に謝罪と、あと修復することでお許しをいただきました。

それともう一点ですが、救急車が走行中に走行不能になった場合は、現在、私どもの消防署では5台の救急車を持っておりますけれども、どれか一番近いものが向かうということでございます、基本的には。ただ、タイヤがパンクした場合ですと、スペアタイヤということもございますので、一番早い方法をお場で選ぶのが本来だと思っております。

以上です。

○議長（山本洋信君） ほか、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

○議長（山本洋信君） 暫時休憩いたします。執行部は退席してください。

（午前 9時 31分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 32分）

議長の辞職願について

○議長（山本洋信君） 私、一身上の都合により、議長の辞職願を副議長に提出いたしましたので、この際、副議長と交代いたします。

（副議長、議長席へ着席）

○副議長（大西三春さん） 山本議長が辞職願を提出されましたので、議長を交代いたしました。議事運営にご協力をよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 山本議員の退席を求めます。

（10番 山本洋信君 退席）

○副議長（大西三春さん） 局長に議長辞職願を朗読いたさせます。

（議会事務局長 松下任克君 朗読）

○副議長（大西三春さん） お諮りいたします。

山本洋信君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） ご異議なしと認めます。

よって、山本洋信君の議長辞職を許可することに決しました。

(10番 山本洋信君 着席)

○副議長(大西三春さん) 10番 山本洋信君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

10番。

(10番 山本洋信君 登壇)

○10番(山本洋信君) 議長辞職に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。

この1年間、本当に貴重なたくさんの経験をさせていただきました。特に、昨年6月に御浜町からの合併協議の申し入れの際には、議員お一人お一人の本当に寛大なご協力とさまざまなご指導をいただきましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。

この1年間の貴重な経験をもとに、今後、一議員として熊野市政の発展と、そして何よりも熊野市議会のさらなる発展のために、微力ながらより一層精進してまいります。今後とも皆様方のご指導、よろしく願いいたします。1年間本当にありがとうございました。

議長の選挙

○副議長(大西三春さん) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(大西三春さん) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（大西三春さん） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○副議長（大西三春さん） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

○副議長（大西三春さん） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

○副議長（大西三春さん） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○副議長（大西三春さん） 投票漏れはございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○副議長（大西三春さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（ 議 場 の 開 鎖 ）

○副議長（大西三春さん） 開票を行います。

会議規則第30条2項の規定により、立会人に、

2番 和田いく子さん、8番 樋口雄史君、17番 今西春由君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

（立ち会いのもと開票）

○副議長（大西三春さん） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票 17票、無効投票 1票であります。

有効投票数中、前田桂之助君 10票、松山秀夫君 7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.25票であります。

よって、前田桂之助君が議長に当選されました。

前田桂之助君が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

前田桂之助君の発言を許可いたします。

13番。

(新議長 前田桂之助君 登壇)

○新議長(前田桂之助君) ただいま議員の皆様方の選考により議長に就任させていただきました。まず、お礼を申し上げたいと思います。

今後は、皆様のご協力を得て、円滑な議会運営と、あわせて市執行部と是々非々の立場から市民の生活の向上のためにしっかりと頑張っていきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく申し上げます。きょうはありがとうございます。

(拍手)

○副議長(大西三春さん) 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着きください。

(新議長、議長席に着席)

副議長の辞職願について

○新議長(前田桂之助君) ただいま交代いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま副議長大西三春さんからの副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第111条の規定により、大西議員の退席を求めます。

（7番 大西三春さん 退席）

○新議長（前田桂之助君） 局長に副議長辞職願を朗読いたさせます。

（議会事務局長 松下任克君 朗読）

○新議長（前田桂之助君） お諮りいたします。

大西三春さんの副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、大西三春さんの副議長辞職を許可することに決定いたしました。

（7番 大西三春さん 着席）

○新議長（前田桂之助君） 大西三春さんからの発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

7番。

（7番 大西三春さん 登壇）

○7番（大西三春さん） 副議長を辞職するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の5月に議員の皆様方のご推挙をいただきまして副議長に就任させていただきました。この1年間、議長の補佐役としての責務が全うできたかどうか心配をいたしておりますが、皆様方の温かいご支援とご協力をいただきまして今日を迎えることができました。本当にありがとうございます。

私にとっては貴重な1年間でございました。あと1年間、議員としてしっかり今後とも頑張らせていただく所存でございます。今後ともよろしく願いいたします。まことにありがとうございました。

副議長の選挙

○新議長（前田桂之助君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○新議長（前田桂之助君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

○新議長（前田桂之助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

○新議長（前田桂之助君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○新議長（前田桂之助君） 投票漏れはありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○新議長（前田桂之助君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 和田いく子さん、8番 樋口雄史君、17番 今西春由君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立 ち 会 い の も と 開 票)

○新議長（前田桂之助君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、これは先ほどの出席議員の数に符号いたしております。

そのうち有効投票 17票、無効投票 1票、うち白票1であります。

有効投票中、下田克彦君 10票、山本良正君 7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.25票であります。

よって、下田克彦君が副議長に当選されました。

下田克彦君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

下田克彦君の発言を許可します。

5番。

(新副議長 下田克彦君 登壇)

○新副議長（下田克彦君） ただいまの選挙におきまして副議長に当選をさせていただきました下田克彦でございます。

折しも大変に厳しい経済状況の中ではございますけれども、開かれた議会、円滑な議会運営のために、議長の補佐役として全力で取り組んでいく所存でございますので、今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻を何とぞお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。大変にありがとうございました。

○新議長（前田桂之助君） 暫時休憩いたします。

(午前 10時 13分)

○新議長（前田桂之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 50分）

監査委員の選任について

○新議長（前田桂之助君） 日程第6 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、前地林議員の退席を求めます。

（12番 前地 林議員 退席）

提案説明

○新議長（前田桂之助君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として前地林議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

採 決

○新議長（前田桂之助君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、所定の手続を省略して、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、これに同意することに決しました。

（12番 前地 林議員 着席）

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○新議長（前田桂之助君） 日程第7「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」についてを議題といたします。

今回の選挙は、河上敢二市長の辞職による後任の選挙であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私前田桂之助を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私前田桂之助が三重県後期高齢者医療広域連合議
会議員に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知をいたします。

閉 会

○新議長（前田桂之助君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件はすべ
て議了いたしました。

これにて平成21年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

熊野市議会旧議長

熊野市議会旧副議長
